

令和6年度 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習のご案内

URL: <http://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)

福島労働局長登録教習機関(登録第68号)
登録有効期間 西暦2029年3月30日
960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL: (024) 522-2266
E-mail: info@kensaibou-fukushima.jp

労働安全衛生法に基づき、コンクリート造の工作物で、その高さが5m以上のものを解体又は破壊の作業を行う場合は、同法第14条の規定により事業者は、都道府県労働局長登録教習機関が行う作業主任者技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任して、その者に、当該作業に従事する労働者に対する災害防止の直接の指揮その他定められた事項を行わなければならないことになっています。

上記の資格所得のための講習会を下記のとおり開催します。是非この機会に多数受講されますようご案内いたします。

記

※申込みはホームページからお願いします。(申込開始日の9:00から24時間申込できます。)

1 講習日時・会場・受付期間

開催月		講習日・会場	申込開始日	申込締切日
5月	開催日	8日(水)～9日(木)	3月26日(火)	4月17日(水)
	場 所	南東北総合卸センター 郡山市喜久田町卸1丁目1-1		
R7 2月	開催日	27日(木)～28日(金)	1月15日(水)	2月6日(木)
	場 所	福島県建設センター 福島市五月町4-25		

※講習時間

1日目: 8:45～16:50

2日目: 8:45～16:50 (修了試験1時間含む)

2 受講資格(下記の何れかに該当する方)

【全科目受講者 学科:13時間】

- コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に3年以上従事した経験を有する者
- 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に従事した経験を有する者
- その他厚生労働大臣が定める者

※1 上記の経験年数は満18歳に達してからの年数となります。

※2 受講資格(2)、(3)の経験年数が3年に満たない方は最終学歴を記入し、卒業証明書・修了証明書等を必ず添付願います。

【一部科目免除受講者(区分②) 学科:3時間】

- コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程第1条等に該当、又はとびに係る1級又は2級の技術検定に合格した者。別表の(区分②)該当者

【一部科目免除受講者(区分③) 学科:1.5時間】

- とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。別表の(区分③)該当者

※講習の一部免除を受けようとする方は、上記いずれかの該当する修了証の写しを、受講申請書に貼付願います。

3 講習科目・時間 受付開始 8:15～

講習科目	講習時間	一部免除
作業の方法に関する知識	7時間	区分②③は免除
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3時間	区分②③は免除
作業者に対する教育等に関する知識	1.5時間	区分③は免除
関係法令	1.5時間	
合 計	13時間	

4 受講料（受講料、教材費には、消費税含む。）

区分	会 員	非会員
全科目受講者	受講料 14,300 円	受講料 14,300 円
	教材費 円	教材費 2,244 円
	合 計 14,300 円	合 計 16,544 円
一部科目免除受講者 (区分②)	受講料 11,000 円	受講料 11,000 円
	教材費 円	教材費 2,244 円
	合 計 11,000 円	合 計 13,244 円
一部科目免除受講者 (区分③)	受講料 8,800 円	受講料 8,800 円
	教材費 円	教材費 2,244 円
	合 計 8,800 円	合 計 11,044 円

※会員の方には教材費を補助いたします。

5 修了試験

筆記試験で試験時間は1時間

6 修了証

所定の科目を受講し、かつ、修了試験に合格した方には、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了証」を交付します。

7 定 員

申込み順とします。定員になり次第締切りますが、キャンセル待ちも受け付けています。
なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

8 受講申し込み方法

建災防福島県支部（以下「当支部」という。）のホームページの「申し込みはこちらから」より申込んでください。（<http://kensaibou-fukushima.jp/>）

9 受講申し込み後の手続き（流れ）

受講申請書を当支部のホームページからダウンロードしてください。

①受講申請書の当支部への送付

送付先住所
〒960-8061
福島市五月町4-25
建設業労働災害防止
協会福島県支部

受講申請書及び受講票に記入、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）2枚をのり付けし、返信用封筒（当支部からの受講票返信用）と併せて、郵送にて当支部へ送付してください。

※返信用封筒は角形2号を使用し、受講人数を加味して下表の該当する重量の切手を貼り、返信先（会社名又は申請者名）の宛名を記入して下さい。
※返信用封筒が同封されていない場合は着払いにて送付いたしますので、ご了承ください。

定形外郵便	50 g 以内(受講人数10人以下)	140円
定形外郵便	100 g 以内(受講人数11人以上)	180円

※上記表の料金は令和6年10月1日に郵便料金に変更されたものです

②振込案内書の受講者への送付

当支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。

※受講申請書を当支部へ郵送後、受講申請書必着日（申込締切日）になっても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。

③受講料の振込

※受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。

振込が終了しないと受講できません。

（指定日は銀行振込案内書に同封いたします。）

※振込手数料はご負担願います。

※銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

※振込先は講習会ごと、開催日ごとに違います。

必ず当支部からお知らせする口座に振込をお願いします。

※振込人欄には通知された「管理番号」と受講者名または会社名を記入してください。管理番号が記入されていめせんと振込が確認できません。

※ 受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入し、写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）2枚をのり付けし、**未記入箇所がないか確認**してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて当支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記 9 受講申込み後の手続き（流れ）の①を参照してください。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの講習以外では一切使用いたしません。）

10 その他（注意事項）

① 受講当日、本人の確認をしますので、受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。

② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。

③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。**受講取消（受講料の返還）は振込期限日までは応じます**が、それ以降は如何なる理由でも応じられません。
受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当協会にご連絡ください。

また、欠席の場合、次の講習会へのスライドはできません。

④ テキストは講習当日に配付します。講習開始時間の5分前までに着席願います。

⑤ 福島会場の駐車場は会館前の駐車場となりますが、限りがありますので詰めて駐車するようになります。そのため、講習が終了するまで車の移動はできませんので、ご協力をお願いします。

※ 【土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）の受講証明書が必要な方へ】

講習会終了後、受講証明書を発行いたします。

CPDSを申請される方は、受講申請書のCPDS受講証明欄に○を記入してください。

別表 技能講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
(区分②) 1. 次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（以下「コンクリート造の工作物の解体等の作業」という。）に従事した経験を有する者 (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者 (2) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者（解体について技能を専攻した者に限る。） (3) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科に掲げるとび科の訓練を修了した者（解体についての技能を専攻した者に限る。） 2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者（解体についての技能を専攻した者に限る。） 3. 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技術検定に合格した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
(区分③) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識